新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた高圧ガス·火薬類保安の対応について R2.6 消防保安課

新型コロナウイルスの感染症の緊急事態宣言下では、県では実施方針を定め、外出自粛要請や施設の休止等を行ってきた。緊急事態宣言の解除後においては、感染の拡大防止と社会・経済活動の維持の両立を図るため、対処方針により新しい生活様式の普及と定着の促進を図ることや、イベント自粛の段階的な解除等の対応を行っている。

高圧ガス・火薬類の保安においても例外ではなく、今後は感染防止対策を取りながら保安 を確保することが重要になると考えられる。そこで、これまで実施してきた取り組みを整理 し、今後実施予定の訓練等について、実施方針(案)を保安会議で確認することとしたい。

表 主な取り組みと今後の実施方針(案)

み 1.5か//hi//こ/区///hi///=1 (木/		
	これまでの取組み	今後の方針(案)
令和2年度 高圧ガス・	保安会議は書面開催とする。	各分科会については、電子会議を検
火薬類保安会議		討し、開催する場合は感染症拡大予
		防策を施す。
令和2年度工業保安行	例年4月に行う座学での研	現地研修等を含む後半の研修につ
政担当職員研修	修は、6月に書面開催(一部	いては、夏頃改めて実施方法を検討
	は動画配布)する。	する。
2020 年度高圧ガス地震	_	令和2年10月8日に小田原アリー
防災緊急措置訓練		ナで、感染症の拡大防止に配慮して
		 開催する。
		開催時及び事前の準備を含め、感染
		拡大予防策を施した上で実施する。
		(別紙1参照)
		令和2年10月26日に県民ホール
	_	
類保安大会		で、感染症の拡大防止に配慮して開
		催する。
		開催時及び事前の準備を含め、感染
		拡大予防策を施した上で実施する。
		(別紙2参照)
関係団体への協力要請	会員等に県の方針等を周知	引き続き、県の方針等の改定時に必
	徹底するよう要請 (「感染防	要に応じ要請する。
	止対策取組書 等)	
	* 47170 VIII H 3 47	